臓器提供施設連携体制構築事業実施要綱

１．目的

本事業は、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設（以下「拠点施設」という。）が、臓器提供の経験が少ない施設等（以下、「連携施設」という。）に対して、臓器提供が可能な者を確実に把握し、適切に終末期医療の一環として臓器提供に関する説明を行い、脳死判定から臓器摘出までのマニュアル作成や人材育成等について助言するとともに、臓器提供が可能な事例が発生した際に、拠点施設と連携施設の間で医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図ることを目的とする。

２．事業の実施主体

「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）の第４に規定する事項を全て満たす施設（以下「５類型施設」という。）であって、専門家・有識者等の第三者により構成される「臓器提供施設連携体制構築事業選定・評価に関する有識者会議」による意見を踏まえ、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室長が適当と認めたものとする。

３．事業の内容

本事業の実施主体となった施設は、１の目的を達成するために、２施設以上の５類型施設を連携施設として、実現性や実効性のある連携体制が担保された病院群を形成し、次の活動を行う。ただし、前年度に同事業を実施している場合は、連携施設数を拡充することが望ましい。

（１）臓器提供院内体制整備支援事業

①拠点施設は、各連携施設における脳死下及び心停止後臓器提供に係る院内体制を整備するための助言を行う。また、少なくとも３か月に１回、拠点施設や連携施設の全施設が参加するカンファレンスを開催する。なお、カンファレンスでは、臓器提供が可能な者の実例を提示しながら、臓器提供が可能な者の把握、家族への説明、臓器提供に至るまでの各手順等を確認し、各施設における課題を抽出する。抽出された課題を解決すべく、連携施設で用いられているマニュアルの整備、臓器提供に関する説明、脳死判定や摘出手術時の対応（手術室の対応、摘出手術時の全身管理）等の実際について、シミ

ュレーションを含んだ研修を定期的に開催する。

②拠点施設は、研修やカンファレンスにおいて、指導的立場として、医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、事務職員、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種への技術的助言を行い、脳死下及び心停止後の臓器提供に関わる連携施設の職員の育成を行う。臓器提供が可能な者の把握、臓器提供の医学的な適応の判断、臓器提供に関する説明の実際、脳死判定、臓器提供に関わる諸手続、ドナーの全身管理や臓器摘出時の全身管理等に関して、包括的な指導を行う。

③拠点施設は、自施設及び連携施設における重症患者・家族への対応の為に、診療担当チームとは別に、院内ドナーコーディネーター等の家族への臓器提供に関する情報提供を行う役割のスタッフの育成に取り組む。

④拠点施設は、自施設および連携施設の医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、事務職員、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が、関係団体が実施する移植医療に関する研修に参加することを支援する。

（２）臓器提供地域連携体制整備事業

①拠点施設において、脳死下及び心停止後の臓器提供が検討される事例が発生した場合、適宜、遠隔操作できる機器等も活用しながら、連携施設の医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、事務職員、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の見学を受け入れ、教育を実施する。

②連携施設において、脳死下及び心停止後臓器提供が可能な事例が発生した場合、医学的観点から事務手続きに至るまでの全ての過程において、連携施設からの相談を受け、技術的助言を行う。技術的助言に関しては、電話やメールでの対応の他、拠点施設の医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、検査技師、事務職員、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が、適宜、遠隔操作できる機器等も活用しながら、技術的助言を行うことが望ましい。

③連携施設において、入院患者が器質的脳障害により深昏睡（GCS3）を認める状況となった場合、家族に対して、支援を受けるために拠点施設と情報共有を行う旨を説明した上で、速やかに、拠点施設に連絡する体制及び家族に臓器提供に関しての説明や環境整備等に必要な支援を早期から提供することができる体制を整備すること。また、家族が臓器提供を希望した場合は、院内ドナーコーディネーターや都道府県臓器移植コーディネーター等と連携の上、速やかに公益社団法人日本臓器移植ネットワーク等へ連絡する。

④拠点施設は、連携施設から器質的脳障害により深昏睡（GCS3）を認める者の

治療経過及び不可逆的全脳機能不全に至った場合の家族に対する選択肢提示の実施状況についての報告を受け、都道府県臓器移植コーディネーター等と当該報告内容を分析した上で、当該連携施設に対して、臓器提供の医学的な適応の判断、家族への説明等の対応や臓器提供における院内体制に関する助言等を行う。また、連携施設からの報告件数、報告内容やその分析結果及び拠点施設から連携施設への技術的助言の内容等については、事業実績報告書とともに、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室（以下「移植医療対策推進室」という。）に報告する。なお、拠点施設において家族への臓器提供に関する説明を行った場合も、同様に移植医療対策推進室に報告する。

⑤拠点施設は、都道府県臓器移植コーディネーターや院内ドナーコーディネーター等と協力し、臓器提供の医学的な適応の判断等の初動対応を行う。なお、拠点施設において、移植医療を専門的に支援する部署（以下、「移植医療支援室」という。）を設置する場合は、脳死が強く疑われる者の情報の受信及び技術的助言を行うための人員を配置した上で、自施設及び連携施設の臓器提供が可能な者の把握、臓器提供の医学的な適応の判断、家族への選択肢提示等の対応、院内ドナーコーディネーター等による家族への臓器提供についての説明、法的脳死判定、ドナーの HLA タイピングや感染症等の移植関連検査及び臓器摘出術の実施までの一連の活動について、適宜、遠隔操作できる機器等も活用しながら支援を行う。

⑥「臓器移植に関する 4 つの権利」（臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、臓器移植を受ける権利、臓器移植を受けない権利）を保持するため、臓器の提供に関する意思表示を確実に確認できる体制について、連携施設とともに検討し、実施に努める。

（参考）

「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）※一部抜粋

第４ 臓器提供施設に関する事項

法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、当面、次のいずれの条件をも満たす施設に限定すること。

１ 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

２ 適正な脳死判定を行う体制があること。

３ 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

・大学附属病院
・日本救急医学会の指導医指定施設
・日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設
・救命救急センターとして認定された施設
・日本小児総合医療施設協議会の会員施設